

マイナンバーカード（個人番号カード）出張申請のご案内

1. マイナンバーカード（個人番号カード）出張申請受付方式（以下、「出張申請」）とは

越前町では、住民環境課職員が町内の企業・団体様の指定する会場に出向き、マイナンバーカードの申請を一括で受け付けています。

お申し込みいただく場合は、企業・団体様で申請希望者の名簿作成や必要書類の取りまとめ、日程調整などをしていただく必要があります。まずは、お気軽に住民環境課までご相談ください。

2. 出張申請のメリット・デメリット

【メリット】

- ・企業・団体様が指定する場所で申請書を受け付けますので、企業・団体様内で一度にマイナンバーカードを普及することができます。
- ・越前町民だけでなく、他の市町村に住所がある方の申請も一括で受け付けします。申請手続きの窓口を一本化できます。
- ・発行されたマイナンバーカードは、企業・団体様が指定する会場にご持参、または本人限定受取、転送不要の書留郵便で本人に郵送しますので、申請者本人が役場（役所）に来庁する必要がありません。（書類の不備や特別な場合を除く）
- ・暗証番号の設定などの事務は、住所地の役場（役所）職員が行います。
- ・希望される方の顔写真を職員が無料で撮影・印刷します。

【デメリット】

- ・マイナンバーカードの交付までに通常の申請より少しお時間がかかります。
（通常の申請の場合1か月～1か月半、本方式の場合2か月程度）
- ・企業様や団体様で申請者の申請書・必要書類などの取りまとめや内部での周知を行っていただきますので、担当者様に事務のご負担が発生します。

3. 出張申請の条件

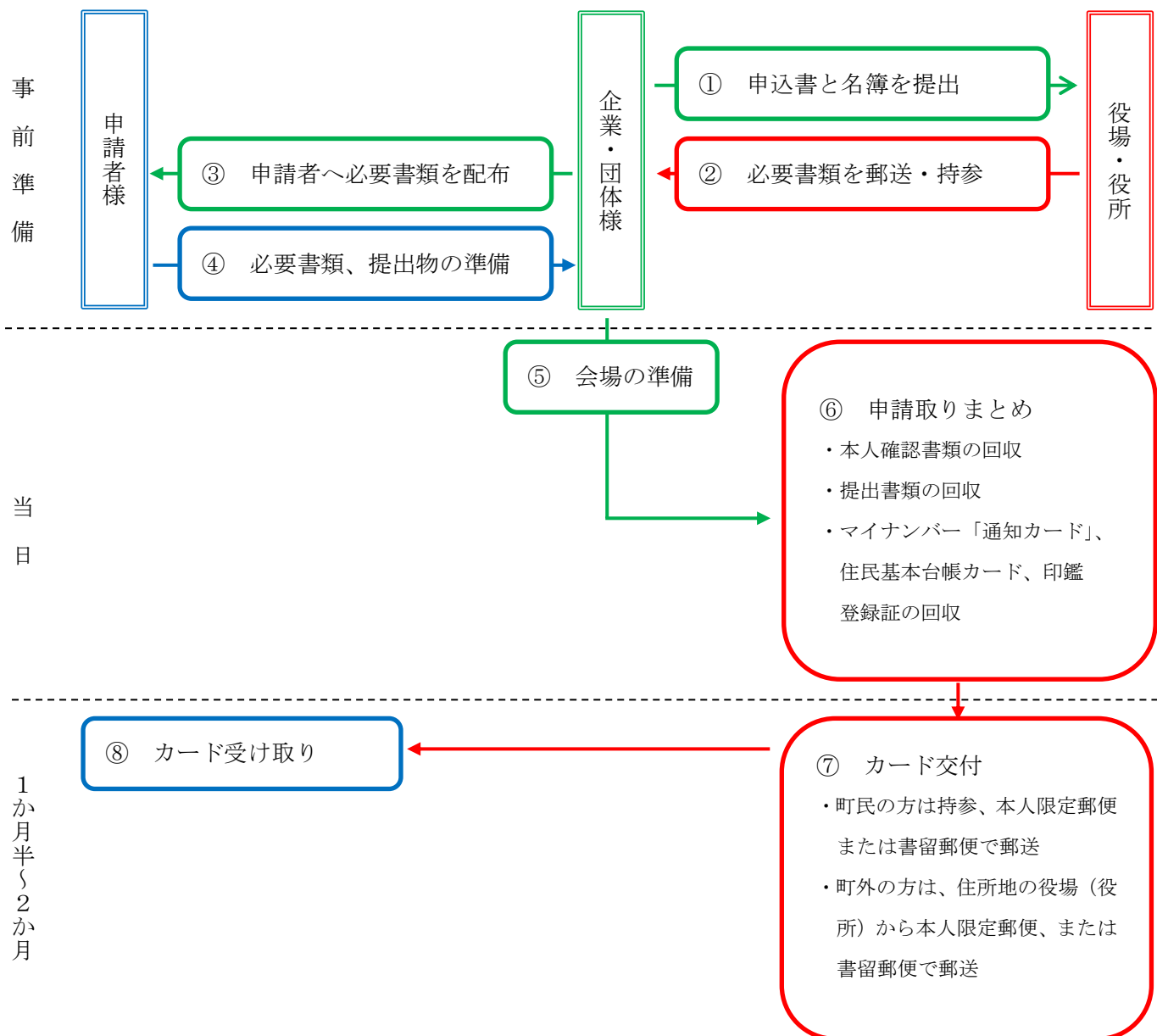
【企業・団体様】

- ・町内に事業所を置く企業様（支店単位可）・町内の地域団体様（自治会、サークルなど）で、連絡をとることができる代表者・担当者がいること。
- ・出張申請による申請を希望する申請者がおおむね10人以上で、そのうち半数が越前町民であること。
- ・町内で受け付け会場が準備でき、会場には机・椅子などの備品が準備できること。
また、顔写真の無料撮影を希望される場合は、コンセン트가準備できること。

【申請者様】

- ・申請者本人または同居の親族が申請される企業・団体様に所属していること。
- ・本人が（15歳未満の方や意思能力を有しない方は法定代理人とともに）会場に来ることができること。
- ・マイナンバーカードの交付申請中、または交付を受けたことがないこと
- ・身分証明書やその写しなど、町が指定する書類を持参・提出できること。
- ・マイナンバーカードの郵送を希望される場合、本人限定受取郵便や書留郵便を受け取ることができること。

4. 出張申請の流れ



4. 必要な持ち物

必要な持ち物の詳細は、別紙「資料2 マイナンバーカード出張申請に必要な書類」をご確認ください。

(太字は、企業・団体様から申請者に配布していただく書類)

- ① **個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行申請**
- ② 顔写真
- ③ **暗証番号設定依頼書**
- ④ マイナンバー「通知カード」
- ⑤ 本人確認ができる書類とその写し
- ⑥ 住民基本台帳カード、たんなんカード、印鑑登録証（あれば）
- ⑦ **多目的利用申請書**

5. その他

- ・必要があれば、内部で開催日などを周知するためのチラシのデータをお送りします。
- ・必要があれば、職員がマイナンバー制度や住民票等のコンビニ交付制度についてご説明を行います。